

La vida de HONDURAS 土屋晶子さんからのお便り

スペイン語で「ホンジュラスでの生活」という意味です。————— Vol.10(最終号)

土屋晶子さんは平成18年6月から青年海外協力隊隊員として、中米のホンジュラス共和国で活動しています。



Gracias por su atención. ¡Nos vemos pronto en Miyota!

読んでくださってありがとうございました。近いうちに御代田町でお会いしましょう！

2006年4月の駒ヶ根訓練所より2年にわたり、青年海外協力隊生活をレポートしてきましたが、私の協力隊生活も6月22日をもって終了します。まだ終わる実感がないのが正直な感想で、頭の中がまとまらない中ですが、最後の記事をお届けします。

2年間のホンジュラスでの活動

2年間を通し、「妊婦学級普及」「思春期青少年への性教育」、そして食習慣・手洗い・歯磨きやゴミ問題を扱った「小学校での衛生教育」を主に行ってきました。妊婦学級普及活動は、他隊員と協力しながら教材を作成し、現地スタッフの協力を得ながら徐々に県内全域へ普及しているところです。思春期青少年との活動では、主に思春期妊娠やエイズ、薬物問題等を扱ってきました。小学校での衛生教育では、同期の栄養士隊員とともに小学校を回り、約1,200名の児童に講座を実施しました。よりよい生活習慣を獲得してもらうことを目的とし、さらに「楽しく学ぼう!」をモットーに、手洗いの歌を子どもたちと歌うなど、楽しい時間を過ごしてきました。

「国際協力」という大きなテーマとともにここに来て2年が経ちます。お金のある先進国が貧しい途上国を助ける、という上下関係のイメージを持つ方もいるのではないのでしょうか。しかし私の2年間は、違う人間

同士が分かち合っていく、上も下もない相互の関係でした。要するに、私も援助してもらったということ。ここでの体験が私に与えてくれたものの大きさは計り知れません。

電気も水もない山奥の不便な村で、何もなければこそ人々が信頼し助け合い、それぞれの役割に自信と責任を持ちながら生きる姿を見たとき。そして山で暮らす老婆の、細く小さい体に不釣り合いな分厚いたくましい手と足、そして深く刻まれた顔のしわに感じる生き様、たくましさを見たとき。彼らの生命力の強さに、鳥肌が立ったこともありました。

言葉や文化、国民性の違いの壁は予想以上に大きく険しく、何度となく悲しい、悔しい思いもしてきました。病気になる、強盗に遭い、「こんな思いをして何のためにここにいるんだろう」と沈んだこともありました。今思えば、自分の価値観を超えるものに出会い、理解しようとすることで、今までの価値観にふくらみが増し自分ののびしろを広げてもらえた

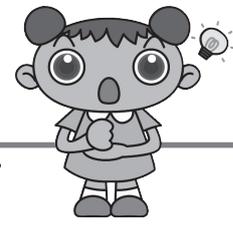
ように感じます。そのきっかけが私にとっては協力隊生活だったわけですが、十人十色ののびしろの広げ方があると思います。そしてそれを通して得られる生涯心に残るような体験というのは、一生の財産になるのではないのでしょうか。そんなきっかけとなりそうな「何か」を見つけたら(特に若い人たち)、ぜひ飛び込んでみてほしいなあ、と思います(偉そうに言えた立場でもありませんが)。

保健師としての活動がどれだけの成果を残せたかは分かりません。しかし、私と関わった人々の中に少しでも私との思い出が残ってれば満足です。そして私の中には、ここでの風景、人々の笑顔、思い出1つ1つが色濃く、鮮やかに残っていくことでしょう。

最後に、読んでくださった皆さまへ。つたない文章でしたが、2年間お付き合いいただきありがとうございました。私が見た、感じたホンジュラスが少しでも皆さまの心に届き、それぞれに何かを感じとっていただけたら幸いです。



環境衛生情報



町民課 環境衛生係 Tel 32-3111 内線 47

焼却禁止の例外は…

1 次の基準を全て満たす焼却設備での焼却

- 800℃以上で焼却できるもの
- 外気と遮断された状態で定量ずつごみを投入できるもの
- 炉内の温度を測定でき、温度を保つための助燃装置が設けられているもの

禁止 ドラム缶やブロック積囲いでの焼却は禁止です。
穴を掘っての焼却(野焼き)も禁止です。

2 法令に基づく処分により行なう焼却

- 病害虫のついた木の枝の焼却
- 伝染病にかかった家畜の死体の焼却

3 公共的若しくは社会の習慣上やむを得ない焼却 又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるとして政令で定める焼却

- 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却
例 凍霜害を防ぐためのわらの焼却

禁止 廃タイヤの焼却は認められません。

- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行なうために必要な焼却
例 「どんど焼き」などの地域の伝統行事による焼却
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行なわれる焼却
例 田畑でのわらや土手草の焼却、炭焼きなど

禁止 廃ビニールの焼却は認められません

- たき火その他日常生活を営むために通常行なわれる焼却で軽微なもの
例 庭先でのたき火、キャンプファイヤーなど

禁止 ごみを燃やすのはたき火ではありません。

意識を変えて、みんなで守るきれいな空気

ごみの焼却は、平成14年12月1日から一定の例外を除き禁止されました。例外であっても周辺地域に迷惑になる焼却は認められません。違法な焼却行為は罰則の対象になります。ごみは燃やさず、きちんと分別し、指定された日に集積所に出しましょう。



6月14日(土)のごみ収集は休みです

毎年6月の第2土曜日は、ごみの収集業務、井戸沢最終処分場の定休日です。ごみ集積所にごみを出さないようお願いいたします。

また、井戸沢最終処分場も閉場となります。

上限10万円 新エネルギー導入奨励金

町では地球温暖化防止策の一環として新エネルギー設備の導入を行なった皆さんに奨励金を交付しています。

交付対象設備

- ・太陽光発電設備
- ・太陽熱利用設備
- ・小型ハイブリッド照明設備
- ・クリーンエネルギー自動車(ハイブリッド自動車など)
- ・小型風力発電設備
- ・小水力発電設備
- ・天然ガスコージェネレーション設備(ガスエンジン給湯器など)

ポイ捨てはやめましょう!

5月30日(金)～6月5日(木)は全国でごみ不法投棄監視ウィークです。